

業務及び財産の状況に関する説明書

【令和5年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券株式会社

目次

I. 当社の概況及び組織に関する事項	1
1. 商号	1
2. 登録年月日（登録番号）	1
3. 沿革及び経営の組織	1
4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数 及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	2
5. 役員 の氏名又は名称	3
6. 政令で定める使用人の氏名	3
7. 業務の種別	3
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	4
9. 他にしている事業の種類	4
10. 苦情処理及び紛争の解決の体制	4
11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	5
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	5
13. 加入する投資者保護基金の名称	5
II. 業務の状況に関する事項	5
1. 当期の業務の概要	5
2. 業務の状況を示す指標	6
III. 財産の状況に関する事項	9
1. 経理の状況	9
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	17
3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	17
4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	17
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	17
IV. 管理の状況	17
1. 内部管理の状況の概要	17
2. 分別管理等の状況	17
V. 連結子会社等の状況に関する事項	19
VI. CSR に対応した取組み	19
VII. 弊社のポリシー	19

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

平成 19 年 9 月 30 日（関東財務局長（金商）第 157 号）

3. 沿革及び経営の組織

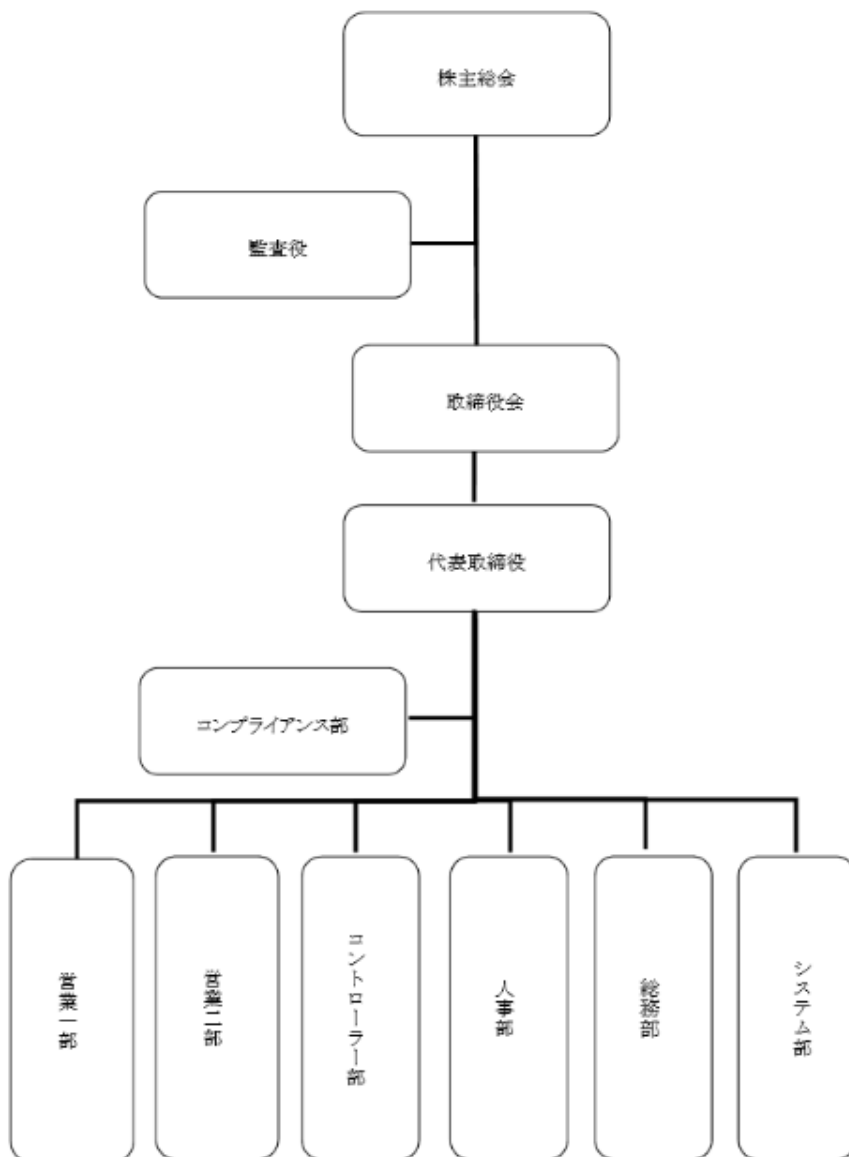
(1) 会社の沿革

当社は平成 9 年 2 月 12 日、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン投資顧問株式会社として設立された後、平成 13 年 4 月 12 日に証券業を登録、金融商品取引法の施行により平成 19 年 9 月 30 日付けにて金融商品取引業を登録し、今日に至っております。

年 月	沿 革
平成 9 年 2 月	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン投資顧問株式会社設立（資本金：1,000 万円、本店：東京都中央区日本橋三丁目 8 番 14 号）
平成 9 年 4 月	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 4 条の規定に基づき、投資顧問業登録
平成 10 年 3 月	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 24 条の規定に基づき、投資一任契約に係る業務認可
平成 13 年 4 月	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券投資顧問株式会社に商号変更、証券取引法第 28 条の規定に基づき、証券業登録
平成 13 年 5 月	本店を東京都港区芝二丁目 31 番 19 号バンザイビルに移転
平成 17 年 7 月	本店を東京都港区芝三丁目 43 番 16 号ビリーヴ三田に移転
平成 18 年 2 月	本店の登記住所を東京都港区芝三丁目 43 番 16 号に変更
平成 19 年 3 月	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 24 条の規定に基づく投資一任契約に係る業務を廃止
平成 19 年 9 月	金融商品取引法第 29 条の規定に基づき第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業を登録
平成 19 年 10 月	本店を東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号に移転 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券株式会社に商号変更 金融商品取引法第 2 条第 8 項第 11 号に規定する投資顧問業を廃止

(2) 経営の組織（令和5年3月31日現在）

当社の経営組織の概要は次のとおりであります。



4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(令和5年3月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベストメント・マネジメント LLC	2,800 株	100.00 %
計 1 名	2,800	100.00

5. 役員の氏名又は名称

(令和5年3月31日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	永久 幸範	有	常勤
代表取締役	園部 教靖	有	常勤
代表取締役	ジェフリー・エイ・ショーンフェルド	有	非常勤
取締役	ケビン・ダブリュー・ストーン	—	非常勤
取締役	ポール・エイ・ダタナシオ	—	非常勤
監査役	ジェフリー・ディー・コックサム	—	非常勤

(注) 監査役 ジェフリー・ディー・コックサムは、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

6. 政令で定める使用人の氏名 (令和5年3月31日現在)

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏名	役職名
北岡 敏朗	コンプライアンス部長

- (2) 投資助言業務（金融商品取引法（以下「法」という。）第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第4項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（法第2条第8項第11号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名

氏名	役職名
該当無し	

7. 業務の種別

第一種金融商品取引業（金融商品取引法第28条第1項関係）

1. 有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理
2. 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - (1) 取引所金融商品市場における有価証券の売買
 - (2) 外国金融商品市場における有価証券の売買
3. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第二種金融商品取引業（金融商品取引法第 28 条第 2 項関係）

投資助言・代理業（金融商品取引法第 28 条第 3 項関係）

1. 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

金融商品取引業に付随する業務（金融商品取引法第 35 条第 1 項関係）

1. 有価証券の貸借の媒介

2. 有価証券に関連する情報の提供又は助言

3. 通貨その他デリバティブ取引に関連する資産の売買の媒介

当社は、主として有価証券の私募の取扱い業務および有価証券に関する情報の提供業務を行っています。具体的には、

(1) 当社の親会社である Brown Brothers Harriman & Co.（以下、「BBH&Co.」といいます。）あるいはその関係会社が運用するオフショア投資信託ファンドおよびリミテッド・パートナーシップ・ファンドについて、日本の適格機関投資家のお客様を対象として行う私募の取扱い業務、および

(2) 有価証券に関する情報、お客様からの要望等の受付及び BBH&Co. への伝達等の有価証券に関する情報の提供業務を行っています。

当社は、いわゆるプロ私募の取扱い業務のみを行っており、当社にお客様の口座を開設することやお客様の資産を保管、管理することはありません。

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号

9. 他に行っている事業の種類

該当するものはございません。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

(第一種金融商品取引業)

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下この項において「FINMAC」といいます。）との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続き実施基本契約を締結する措置

(第二種金融商品取引業)

金融商品取引法 第37条の7 第1項 第2号 ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、FINMACを利用する措置

(投資助言・代理業)

金融商品取引法 第37条の7 第1項 第3号 ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人日本投資顧問業協会 (FINMACに業務委託) を利用する措置

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称
(加入する金融商品取引業協会)

日本証券業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

(対象事業となる認定投資者保護団体の名称)

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (第二種金融商品取引業に限る。)

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当するものはございません。

13. 加入する投資者保護基金の名称
日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

< 営業の経過および成果 >

当社は、既往顧客との取引維持と親会社である BBH&Co. あるいはその関係会社が運用する伝統的な株式運用等のプロダクトの情報の既往顧客・見込み顧客への提供に注力しました。

当社の当期の業績は、販売費及び一般管理費は 117 百万円、前期比 23.6%減の水準となり、BBH&Co. からの情報提供サービス料が 120 百万円、前期比 27.3%減の水準となりました。経常利益は 4 百万円、前期比 69.6%減となり、当期純利益は前期比 88.2%減の 1 百万円となりました。

当期末の自己資本規制比率は 623.7%で、昨年度末の 368.2%から上昇しました。人件費の減少等によりリスク相当額が低下しております。

< 設備投資・資金調達の状況 >

新規設備投資は行わず、既存設備の効率的な運用に努めております。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	第 25 期 令和 3 年 3 月期	第 26 期 令和 4 年 3 月期	第 27 期 令和 5 年 3 月期
資本金	140	140	140
発行済株式総数 (株)	2,800	2,800	2,800
営業収益	164	166	120
(受入手数料)	164	166	120
((委託手数料))	—	—	—
((引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料))	—	—	—
((募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱い手数 料))	—	—	—
((その他の受入手数料))	164	166	120
((情報提供サービス料))	164	166	120
(トレーディング損益)			
((株券等))	—	—	—
((債券等))	—	—	—
((その他))	—	—	—
純営業収益	164	166	120
経常損益	14	13	4
当期純損益	10	8	1

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。)

該当するものはございません。

① —2 株券の売買高の状況 (電子記録移転有価証券表示権利等に係るものに限る。)

該当するものはございません。

- ② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）

（単位：百万円）

区 分		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
令和3年3月期	株券	—	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	11,259	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	11,259	—
令和4年3月期	株券	—	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	11,218	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	11,218	—
令和5年3月期	株券	—	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	/	—	—	/	—	—
	地方債証券	—	/	—	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	/	/	/	—	—	11,355	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	11,355	—

- ② -2 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限る。）

該当するものはございません。

- ② -3 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

該当するものはございません。

- (3) その他業務の状況

該当するものはございません。

- (4) 自己資本規制比率の状況

(単位：％、百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
自己資本規制比率 (A/B×100)	498.0	368.2	623.7
固定化されていない 自己資本 (A)	189	164	170
リスク相当額 (B)	37	44	27
市場リスク相当額	—	—	—
取引先リスク相当額	2	2	1
基礎的リスク相当額	35	42	25

(注) 上記は、金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の定めにより、決算数値をもとに算出しております。

- (5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
使用人	16	13	13
(うち外務員)	(3)	(2)	(2)

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第 26 期 (令和4年3月31日現在)		第 27 期 (令和5年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
現金・預金	189,444		162,856	
預け金	-		-	
立替金	32,967		20,188	
前払金	-		-	
前払費用	-		-	
未収入金	262		-	
未収収益	9,001		14,050	
未収還付法人税	-		5,749	
未収還付消費税	3,428		3,315	
トレーディング商品	-		-	
商品有価証券等	-		-	
借入有価証券担保金	-		-	
短期差入保証金	-		-	
繰延税金資産	-		-	
その他の流動資産	-		471	
貸倒引当金	-		-	
流動資産合計	235,105	94.2	206,631	97.4
固定資産				
有形固定資産				
建物	-		-	
器具・備品	218		186	
その他	-		-	
有形固定資産計	218	-	186	-
無形固定資産				
ソフトウェア	-		-	
電話加入権	-		-	
無形固定資産計	-		-	
投資等				
投資有価証券	-		-	
その他の投資等	-		-	
長期差入保証金	-		-	
長期前払費用	-		-	
繰延税金資産	14,265		5,376	
投資等計	14,265	-	5,376	-
固定資産計	14,484	5.8	5,563	2.6
繰延資産				
開業費	-		-	
新株発行費	-		-	
繰延資産計	-	-	-	-
資産合計	249,589	100.0	212,195	100.0

(単位：千円)

期 別 科目	第 26 期 (令和4年3月31日現在)		第 27 期 (令和5年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負 債 の 部)		%		%
流 動 負 債				
預 り 金	1,180		1,649	
顧客からの預り金	-		-	
そ の 他	1,180		1,649	
未 払 金	-		-	
未 払 費 用	6,021		8,387	
トレーディング商品	-		-	
商品有価証券等	-		-	
貸付有価証券担保金	-		-	
未払法人税等	12,650		1,292	
賞与引当金	36,934		9,458	
その他の流動負債	-		-	
流動負債合計	56,787	22.7	20,788	9.8
固 定 負 債				
退職給付引当金	-		-	
役員退職慰労引当金	-		-	
その他の固定負債	14,225		15,378	
固定負債計	14,225	5.7	15,378	7.2
特別法上の準備金	-		-	
証券取引責任準備金	-		-	
特別法上の準備金計	-	-	-	-
負 債 合 計	71,012	28.4	36,166	17.0
(純 資 産 の 部)		%		%
資 本 金	140,000		140,000	
資 本 剰 余 金	30,000		30,000	
資 本 準 備 金	30,000		30,000	
利 益 剰 余 金	8,576		6,028	
利 益 準 備 金	5,000		5,000	
その他利益剰余金	3,576		1,028	
繰越利益剰余金	3,576		1,028	
純 資 産 合 計	178,576	71.6	176,028	83.0
負 債 ・ 純 資 産 合 計	249,589	100.0	212,195	100.0

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：千円)

期 別 科 目	第 26 期		第 27 期	
	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日		自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日	
	金 額	百分比	金 額	百分比
営 業 収 益		%		%
受 入 手 数 料	166,481		120,936	
委 託 手 数 料	-		-	
そ の 他 の 受 入 手 数 料 (情報提供サービス料)	166,481		120,936	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	-		-	
金 融 収 益	-		-	
営 業 収 益 計	166,481	100.0	120,936	100.0
金 融 費 用	-		-	
純 営 業 収 益	166,481	100.0	120,936	100.0
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	153,374	92.1	117,160	96.8
取 引 関 係 費	3,752		5,591	
人 件 費	108,560		75,519	
不 動 産 関 係 費	29,842		25,324	
事 務 費	1,322		1,153	
減 価 償 却 費	32		32	
租 税 公 課	5,001		3,989	
そ の 他	4,863		5,549	
営 業 利 益	13,106	7.8	3,776	3.1
営 業 外 収 益	308		297	
そ の 他	308		297	
営 業 外 費 用	-		-	
そ の 他	-		-	
経 常 利 益	13,414	8.0	4,073	3.3
特 別 利 益	-		6,114	
そ の 他	-		6,114	
特 別 損 失	-		-	
そ の 他	-		-	
税 引 前 当 期 純 利 益	13,414	8.0	10,188	8.4
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,805		271	
法 人 税 等 調 整 額	Δ 8,106		8,888	
当 期 純 利 益	8,716	5.2	1,028	0.8

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

期 別 科 目		第 26 期	第 27 期
		自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
		金 額	金 額
株 主 資 本			
資 本 金	当期首残高	140,000	140,000
	当期変動額 新株の発行	-	-
	当期末残高	140,000	140,000
資 本 剰 余 金	当期首残高	30,000	30,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	30,000	30,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	当期首残高	12,400	5,000
	当期変動額 利益準備金の取崩	Δ 7,400	-
	当期変動額 剰余金の配当	-	-
	当期末残高	5,000	5,000
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰越利益剰余金	当期首残高	13,125	3,576
	当期変動額 利益準備金の取崩	7,400	-
	剰余金の配当	Δ 25,665	Δ 3,576
	利益準備金の繰入	-	-
	当期純利益	8,716	1,028
当期末残高	3,576	1,028	
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	25,525	8,576
	当期変動額	Δ 16,949	Δ 2,548
	当期末残高	8,576	6,028
株 主 資 本 合 計	当期首残高	195,525	178,576
	当期変動額	Δ 16,949	Δ 2,548
	当期末残高	178,576	176,028
純 資 産 合 計	当期首残高	195,525	178,576
	当期変動額	Δ 16,949	Δ 2,548
	当期末残高	178,576	176,028

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

<注記事項>

1. 重要な会計方針

[1] 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

該当するものはございません。

[2] 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 10年

[3] 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

2. 会計方針の変更

該当するものはございません。

3. 貸借対照表に関する注記

[1] 担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券

その他の資産の時価

①担保資産

該当するものはございません。

②有価証券等を差し入れた場合等の時価額

該当するものはございません。

③有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

該当するものはございません。

[2] 偶発債務の内容及び金額

該当するものはございません。

[3] 関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

(単位：千円)

科 目	第26期 令和4年3月期	第27期 令和5年3月期	科 目	第26期 令和4年3月期	第27期 令和5年3月期
立替金	32,967	20,188	預り金	—	—
短期貸付金	—	—	受入保証金	—	—
短期差入保証金	—	—	短期借入金	—	—
その他の流動資産	9,001	14,050	その他の流動負債	—	—
長期貸付金	—	—	長期借入金	—	—
長期差入保証金	—	—	その他の固定負債	14,225	15,378
その他の固定資産	—	—			
計	41,969	34,239	計	14,225	15,378

4. 損益計算書に関する注記

[1] 受入手数料の内訳

その他の受入手数料として、BBH&Co. から受け取った情報提供サービス料 120,936 千円を計上しております。

[2] トレーディング損益の内訳

該当するものはございません。

[3] 金融収益及び金融費用の内訳

該当するものはございません。

[4] 販売費・一般管理費の内訳

(単位：千円)

科 目	第26期	第27期
	自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
取引関係費	3,752	5,591
(取引所・協会費)	2,090	2,200
(通信・運送費)	1,200	1,032
(旅費・交通費)	129	1,742
(交際費)	331	616
人件費	108,560	75,519
(従業員給料)	83,182	60,637
(その他の報酬・給料)	505	1,977
(福利厚生費)	12,464	8,553
(賞与引当金繰入れ)	12,406	4,350
不動産関係費	29,842	25,324
(不動産費)	28,404	24,677
(器具・備品費)	1,438	646
事務費	1,322	1,153
(事務委託費)	1,192	902
(事務用品費)	129	251
減価償却費	32	32
租税公課	5,001	3,989
その他	4,863	5,549
(監査費)	3,991	4,478
(水道・光熱費他)	581	687
(会議費・雑費)	35	30
(教育研修費)	32	31
(従業員採用費)	—	66
合 計	153,374	117,160

5. 有価証券及びデリバティブ取引に関する注記

[1] トレーディングに係るもの

① トレーディングの目的及び範囲

該当するものはございません。

② 商品有価証券等（売買目的有価証券）

該当するものはございません。

③ デリバティブ取引

該当するものはございません。

[2] トレーディングに係るもの以外

① 満期保有目的債券

該当するものはございません。

② 子会社株式及び関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当するものはございません。

③ その他有価証券で時価のあるもの

該当するものはございません。

④ 当期中に売却した満期保有目的の債券

該当するものはございません。

⑤ 当期中に売却したその他有価証券

該当するものはございません。

⑥ 時価評価されていない主な有価証券（①及び②を除く）の内容等

該当するものはございません。

⑦ 保有目的を変更した有価証券

該当するものはございません。

⑧ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当するものはございません。

6. 1株当たり当期純利益又は当期純損失の金額

第26期 3,112円93銭

第27期 367円18銭

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当するものはございません。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当するものはございません。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当するものはございません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社の委嘱に基づき、第26期及び第27期事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社は、責任ある金融商品市場の担い手として、経営の効率化及び財務の健全性の確保並びに法令遵守の重要性を認識し、内部管理統括責任者のもと内部管理の充実強化に取り組んでおります。

また、取締役会にて策定されたコンプライアンス・プログラムに従い、社内規程等の制定改廃、社内コンプライアンス研修の実施、日本証券業協会等による外部研修への積極的参加、コーポレート・ガバナンス機能の強化等を通じ、管理態勢の充実に努めております。

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

①顧客分別金信託の状況

該当するものはございません。

②有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

該当するものはございません。

ロ 受入保証金代用有価証券

該当するものはございません。

ハ 管理の状況

該当するものはございません。

③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当するものはございません。

④ 電子記録移転有価証券表示権利等（令第1条の12第2号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

該当するものはございません。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

①商品顧客区分管理信託の状況

該当するものはございません。

②有価証券等の区分管理の状況

イ 有価証券等の種類ごとの数量等

該当するものはございません。

ロ 管理の状況

該当するものはございません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）の状況

該当するものはございません。

① 同条第1項の規定に基づく区分管理の状況

該当するものはございません。

② 同条第2項の規定に基づく区分管理の状況

該当するものはございません。

③ 電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引法施行令第1条の12第2号に規定する権利を除く。）に限る。）の区分管理の状況

イ 保護預り等有価証券

該当するものはございません。

ロ 受入保証金代用有価証券

該当するものはございません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

当社が出資する連結子会社等はありません。

VI. CSR に対応した取組み

金融庁による金融改革プログラムを契機として金融機関の CSR(企業の社会的責任)を重視した取組みが行われていること、BBH&Co.をはじめとする BBH グループにおいても社会貢献活動への取組みを推進していることを踏まえ、当社は状況に応じ社会貢献活動を実施しております。また日常業務におきましては、ペットボトルの使用削減等を含む、BBH Sustainability Action を推進しております。

(過去の取り組み例)

- ・ダイバーシティ&インクルージョン推進活動
 - ・京都大学 iPS 細胞研究所 (CiRA) への寄付
 - ・チャリティーマラソンへの参加
- 等

VII. 弊社のポリシー

お客様本位の取組に関する原則

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券株式会社は、常にお客様にご満足頂き、長期にわたり安心してお取引頂ける体制を構築するため、弊社および弊社役職員（以下「私たち」といいます。）の行動規範として「お客様本位の取組に関する原則」を策定いたしました。

私たちの原則は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・グループ（以下「BBH」といいます。）の理念、方針（以下をご参照ください。）に基づき、「お客様本位の取組の徹底」、「利益相反の適切な管理」、「重要な情報の分かりやすい提供」、「従業員教育の実施」について、その考え方やその取り組み状況をお示しするものです。

〈BBH の理念〉 BBH の使命は単純明快です。すなわち、お客様の財務面の豊かさを守るお手伝いをし、お客様の資産を長期にわたって増やすことです。私たちはすべてにおいてお客様を中心に考え、BBH の組織体制及び業務運営はそれを維持するように構築されています。

〈BBH の方針〉 BBH が目指しているものは、サービスを提供するすべてのお客様にとって最も信頼できる、付加価値の高い、そして差別化されたパートナーになることであり、この高い目標を達成できるビジネスに注力することです。

- ・ 信頼されるパートナー： 私たちは、お客様にとって最も重要なことに関する「第一の相談相手」になることを目指します。常にお客様の期待を上回る対応を目指します。それこそが何年・何世代にもわたって続く関係に資すると考えるからです。
- ・ 価値の高いパートナー： お客様のすべてのニーズに応えることが私たちの目指すところではありません。私たちは、お客様が最も重視する分野において深い経験を持つ専門

家になることを目指します。

差別化されたパートナー：非公開企業であることで、株主に影響されることなく、お客様への長期にわたるサービス提供に役立つテクノロジーやノウハウに投資する柔軟性を持つことができます。お客様を最優先に考えることが、私たちのあらゆる意思決定の核心です。

社会情勢や経営環境の変化等を踏まえ、より良い業務運営を実現するため、この原則は、定期的に見直しを行います。

原則 1： お客様本位の取組みを徹底し、お客様にふさわしい商品の提供に努めます。

- 私たちは、常にお客様本位の視点で考え、お客様の目的に対する合理性のもと、最適な商品やサービスの提供に努めます。
- 私たちは、お客様との堅固な信頼関係を築き、長期にわたる取引を継続するため、弊社の親会社等と密接に連携し、お客様のニーズに適合する商品の提供やサービスの品質管理、向上に努めます。
- 私たちは、お客様である日本の金融機関が取り組む「顧客本位の業務運営」の実施に協力します。
- 私たち一人ひとりが社会的責任の重さを認識し、商品やサービスに対する専門性と職業倫理を保持し、誠実・公正にお客様に対応いたします。

原則 2： 利益相反の適切な管理に努めます。

- 私たちは、BBH が運用、設定するファンドのみについて、日本の適格機関投資家のお客様に、私募の取扱い業務を行っています。私たちは、この事実をお客様に開示し、その他の情報と併せてお客様にご対応をご検討頂きます。
- 弊社、および BBH の役職員は、お客様の利益と反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（金銭以外の接待等を含みます。）の供応を受けることは社内規程で禁止しています。

原則 3： 重要な情報を分かりやすくお客様に提供します。

- お客様に商品やサービスに関する情報のタイムリーな提供に努めます。お客様への情報提供において、情報の非対称性を生じさせることのないよう、お客様との共通利益に資する情報の提供に努めます。必要に応じて、弊社の親会社の役職員を交えて、情報の提供に努めます。
- BBH が運用、設定するファンドにかかる運用報酬、事務諸経費等について開示、報告いたします。お客様からの個別のお問い合わせに対し、迅速に誠実に対応し、双方向の情報提供の充実に努めます。
- 金融のグローバル化の進展により、お客様にご提供したい商品やサービスの内容が複雑化しています。私たちは、お客様が商品やサービスの内容およびリスク等をご理解しやすいように重要情報シートを含む各種説明資料を作成し、より分かりやすい説明に努めます。

原則 4： 従業員教育の実施

- お客様本位の視点からお客様の多様なニーズにお応えできる社員の育成に努めます。

- 役職員の評価においては、お客様の利益を意識したベストプラクティスへの取組に重点を置き適切に評価します。

利益相反管理方針の概要

1. 利益相反のおそれのある取引の種類

利益相反のおそれのある取引とは、弊社又は弊社の親金融機関等が行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。弊社が行う業務に関連して利益相反のおそれのある取引の種類は、以下に掲げるものおよびこれらに類する取引が想定され、それに対応する管理方法は以下の通りです。

① 弊社の親金融機関等が発行又は組成する有価証券をお客様に推奨・勧誘する類型

管理方法：(i) お客様への事実の開示、(ii) その他の方法

② 弊社又は弊社の親金融機関等の従業員が、お客様の利益とするような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含みます。）の供給を受ける類型

管理方法：(i) 社内規程での禁止、(ii) その他の方法

2. 利益相反のおそれのある取引の管理方法

弊社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法等により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

① 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法

② 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法

③ 対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法

④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、弊社又は弊社の親金融機関等が負う守秘義務に違反しない範囲で、当該お客様に適切に開示する方法

3. 利益相反管理体制

弊社は、コンプライアンス部を利益相反管理の所管部署とし、コンプライアンス部長を利益相反管理統括者とします。利益相反管理統括者は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

弊社が行う業務に関連して利益相反管理の対象となる会社等は、当社及び Brown Brothers Harriman & Co.（米国、当社の親金融機関等）です。

反社会的勢力に対する基本方針

弊社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。
2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士及び日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力に

よる不当要求は拒絶します。

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

苦情処理措置・紛争処理措置

金融商品取引法第 37 条の 7 に基づく弊社の金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置は以下の通りです。

1. 第一種金融商品取引業

特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター (FINMAC) を利用する措置

2. 第二種金融商品取引業

FINMAC を利用する措置

3. 投資助言・代理業

一般社団法人日本投資顧問業協会 (FINMAC に委託) を利用する措置

連絡先 証券・金融あっせん相談センター (FINMAC)

電話番号 0120-64-5005

ホームページ <http://www.finmac.or.jp/>

以 上